ACSES ニュースレター_２２８７号（2022 年 3 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（28 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(バッテリー(リチウムイオン)、電気ストーブ(カーボンヒーター)、携帯電話機(スマートフォン)、のぼりスタンド)〈消費者庁〉
・全国 8 地銀で ATM 障害　ネット停止、ローソン銀行も〈Web 報道〉
・理研、研究員 300 人雇い止め？　労組が国に対応求める〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・公害健康被害補償不服審査会の裁決について〈環境省〉
・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付額等の改定について〈環境省〉
・サイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起を行います〈経済産業省〉
・諫早湾干拓事業に係る請求異議訴訟に対する判決について〈農林水産省〉／長崎 諫早湾の排水門裁判 国側勝訴 開門命じた判決 事実上無効〈共同通信〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・令和２年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について〈環境省〉
・中間貯蔵施設区域における福島県の海岸保全施設及び河川管理施設の災害復旧事業の施行に伴う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部改正について〈環境省〉
[大震災対策]
・日本海溝・千島海溝地震、注意呼びかけ情報どう出す　防災会議結論は〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 令和２年(2020 年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について〈環境省〉
[4] 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令の閣議決定について〈環境省〉
[5] 健康安全
◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第 105 号）〈官報〉
◇HPV ワクチンに関する情報提供資材を更新しました〈厚生労働省〉
[6] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 631 号）〈官報〉
[7] 食品安全衛生関係
◇特別用途食品の表示許可について〈消費者庁〉
[8] 廃棄物関係
◇PCB廃棄物の処理継続　国の要請を豊田市が受け入れ〈新聞報道〉
[9] 温暖化対策関係
◇民間企業の方のための気候変動適応ガイドの改訂版の公表について〈環境省〉

富貴草（フッキソウ）

［10］環境安全関係
◇環境測定分析統一精度管理調査に関する令和３年度調査結果の取りまとめについて〈環境省〉
◇電球形蛍光灯、25 年末禁止へ　バリ島水俣条約会議が閉幕〈Web 報道〉
◇令和３年度 冬の星空観察 デジタルカメラによる夜空の明るさ調査の結果について〈環境省〉
◇（仮称） 八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇ガイドブック「『学びあう場』をデザインする～環境教育から学ぶ 10 のファシリテーションスキル～」にインドネシア語版を追加しました〈環境省〉
［11］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　４件
［12］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　１件　　［開催記録、報告、資料等］　１件
［13］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　　◇その他：１件
［付録］
◇遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 89 号）〈官報〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028084/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220325_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：76 件
うち重大事故等として通知された事案：29件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028080/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220325_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):3件
(2)事故情報(食中毒情報)：10件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：29件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：6件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(バッテリー(リチウムイオン)、電気ストーブ(カーボンヒーター)、携帯電話機(スマートフォン)、のぼりスタンド)
＜消費者庁　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028085/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220325_01.pdf
特記事項:
- 株式会社ビーエムオージャパンが輸入したバッテリー(リチウムイオン)のリコール(無償修理)

- 株式会社千石が輸入し、小泉成器株式会社が販売した電気ストーブ(カーボンヒーター)のリコール(回収・返金)
- フリービット株式会社が輸入し、株式会社ドリーム・トレイン・インターネットが販売した携帯電話機(スマートフォン)のリコール(無償製品交換・商品券との交換)
- 株式会社カインズが輸入したのぼりスタンドのリコール(回収・返金)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
　（うち屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故： 10 件
　（うちバッテリー（リチウムイオン）１件、電気ストーブ（カーボンヒーター）１件、
　携帯電話機（スマートフォン）１件、照明器具２件、送風機１件、ＬＥＤモジュール２件、自転車１件、
　のぼりスタンド１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：２件
　（うちノートパソコン１件、延長コード１件）

・全国８地銀でATM障害　ネット停止、ローソン銀行も

＜共同通信　2022年3月26日＞　https://nordot.app/880308144340549632?c=39546741839462401

十六銀行（岐阜市）や百十四銀行（高松市）など全国の８地方銀行とローソン銀行で26日昼ごろ、システムに障害が発生し、全ての現金自動預払機（ATM）やインターネットバンキングが使えなくなった。８行はいずれも預金や送金などを管理する基幹システムを共同利用しており、関係者によると、このシステムに不具合があった。各行は早期の復旧を目指している。

大手行より規模の小さい地銀の多くは経費抑制のためシステム共同化を進めてきたが、一つのトラブルが広域に及ぶ弱点があらわになった。

システム障害が起きた残り６行は常陽銀行、足利銀行、南都銀行、山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行。

・理研、研究員300人雇い止め？　労組が国に対応求める

＜共同通信　2022年3月25日＞　https://nordot.app/880059103678283776?c=39546741839462401

理化学研究所の労働組合などでつくるグループは25日、東京都内で記者会見し、有期契約で働く研究系職員約300人が2023年3月末で雇い止めにされる恐れがあると訴えた。「研究チームの解散などでさらに約300人が職を失う」として、文部科学省などに対応を求める要請書を出した。

理研側は、最長10年間の適切な研究期間を確保していると主張。無期雇用への選考なども実施していると反論している。

労組によると、理研は16年に「10年を超える有期契約を行わない」などと規定を変更。起算日を13年4月1日か、それ以降の雇用開始日とした。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・公害健康被害補償不服審査会の裁決について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110729.html

公害健康被害補償不服審査会は「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、令和４年３月18日付けで、８件の裁決を行いました。

１．「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく裁決２件
　都道府県知事が行った、水俣病に係る認定を行わないとする処分を不服として審査請求されている事件２件（詳細は添付資料参照。）。
　（１）裁決年月日　令和４年３月18日（金）
　（２）裁決の内訳　審査請求の棄却　２件
２．「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく裁決６件
　独立行政法人環境再生保全機構が行った、指定疾病に係る認定を行わないとする処分を不服として審査

請求されている事件３件、未支給医療費等及び救済給付調整金の支給額に不満があるとして審査請求されている事件１件並びに特別遺族弔慰金・特別葬祭料を不支給とした処分を不服として審査請求されている事件２件（詳細は添付資料参照。）。

（１）裁決年月日　令和４年３月18日（金）

（２）裁決の内訳　審査請求の棄却　　５件
　　審査請求の却下　　１件

【公害健康被害補償不服審査会について】

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第111条に基づき、国家行政組織法第８条に位置づけられる審査機関として環境庁長官（当時）の所轄の下、昭和49年に設置。

委員は６人で構成され、衆参両院の同意を得て環境大臣が任命する。

次の行政処分に対する審査請求事件を取り扱い、その裁決は、原処分時に適用のあった行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第43条第１項により、関係行政庁を拘束する。

なお、平成28年４月１日からの行政処分に対する審査請求事件については、その裁決は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第52条第１項により、関係行政庁を拘束する。

（１）公害健康被害の補償等に関する法律に基づく都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分。

（２）石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定又は救済給付の支給に関する処分。

添付資料

裁決の概要　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117702.pdf

・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付額等の改定について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110799.html

この度、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付に関し、障害補償標準給付基礎月額（告示）、遺族補償標準給付基礎月額（告示）、療養手当の額（政令）及び葬祭料の額（政令）を改定します。

また、大気汚染系疾病に係る被認定者の補償給付等に要する費用の財源に充てるため、一定のばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の単位排出量当たりの賦課金額（政令）についても改定します。

なお、障害補償費の介護加算額については、算定の結果、前年度の額と同額であったため、改定を行いません。

これらの政令・告示は、本年４月１日から施行されます。

１．障害補償標準給付基礎月額の改定（告示）

○　障害補償費は、公害健康被害の補償等に関する法律における被認定者に対し、その障害の程度に応じて月々支給されるもの。指定疾病により障害の状態にあることによる損害を填補することを目的とし、逸失利益の填補を中心としてこれに慰謝料的要素を加味している。

○　障害補償標準給付基礎月額は、上記障害補償費の算定の基準となる額。

（単位：千円）

	男　　子			女　　子		
年齢階層	令和３年度	令和４年度	アップ率	令和３年度	令和４年度	アップ率
30 ～ 34	270.7	265.3	△2.0%	216.4	212.4	△1.8%
35 ～ 39	300.4	294.4	△2.0%	221.9	221.1	△0.4%
40 ～ 44	323.7	317.3	△2.0%	231.8	228.2	△1.6%
45 ～ 49	345.3	338.4	△2.0%	234.8	230.9	△1.7%
50 ～ 54	368.7	361.4	△2.0%	237.0	233.3	△1.6%
55 ～ 59	358.7	355.5	△0.9%	228.4	228.6	0.1%

60 ～ 64	259.8	264.2	1.7%	191.9	194.0	1.1%
65 ～ 69	223.2	227.7	2.0%	180.4	179.2	△0.7%
70 ～	216.2	213.4	△1.3%	180.5	179.3	△0.7%
平均ｱｯﾌﾟ率	△0.9%			△0.8%		

男女計平均アップ率　△0.9%

２．遺族補償標準給付基礎月額の改定（告示）

○　遺族補償費は、指定疾病に起因して死亡した被認定者と生計維持関係にある一定の遺族に対して、10 年を限度として月々支給されるもの。

○　指定疾病に起因して死亡した被認定者に遺族補償費の受給対象者がいない場合には、一定の遺族に対して遺族補償標準給付基礎月額の 36 か月分を限度として一時金が支給される（遺族補償一時金）。

○　遺族補償費及び遺族補償一時金はいずれも、指定疾病に起因して死亡したことによる損害を填補することを目的とし、被認定者の逸失利益相当分・慰謝料相当分、遺族固有の慰謝料相当分のもの。

○　遺族補償標準給付基礎月額は、遺族補償費及び遺族補償一時金の算定の基準となる額。

（単位：千円）

	男　　子			女　　子		
年齢階層	令和３年度	令和４年度	アップ率	令和３年度	令和４年度	アップ率
30 ～ 34	236.8	232.1	△2.0%	189.4	185.9	△1.8%
35 ～ 39	262.9	257.7	△2.0%	194.2	193.4	△0.4%
40 ～ 44	283.2	277.6	△2.0%	202.8	199.7	△1.5%
45 ～ 49	302.1	296.1	△2.0%	205.4	202.1	△1.6%
50 ～ 54	322.6	316.2	△2.0%	207.4	204.1	△1.6%
55 ～ 59	313.9	311.1	△0.9%	199.8	200.0	0.1%
60 ～ 64	227.4	231.2	1.7%	167.9	169.8	1.1%
65 ～ 69	195.3	199.3	2.0%	157.8	156.8	△0.6%
70 ～	189.3	186.7	△1.4%	157.9	156.9	△0.6%
平均ｱｯﾌﾟ率	△1.0%			△0.8%		

男女計平均アップ率　△0.9%

３．療養手当の額の改定（政令）

○　療養手当は、被認定者の入通院に要する諸雑費等を填補することを目的としたもの。

		令和３年度	令和４年度
入院	15 日以上	37,200 円	37,100 円
	８～14 日	35,200 円	35,100 円
	７日以下	25,700 円	25,700 円

通院	15 日以上	25,700 円	25,700 円
	４～14 日	23,700 円	23,700 円

４．葬祭料の額の改定（政令）

○　葬祭料は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、通常の葬祭に要する費用を填補することを目的としたもの。

令和３年度	令和４年度
684,000 円	670,000 円

５．汚染負荷量賦課金の単位排出量当たりの賦課金額の改定（政令）

○　補償給付等に要する費用のうち８割分（注）については、一定のばい煙発生施設等設置者から汚染物質の排出量に応じて汚染負荷量賦課金を徴収。

○　「単位排出量当たりの賦課金額」は汚染負荷量賦課金の算定の基礎となるもの。

(注)残りの２割分については自動車重量税収の一部が国から交付される。

（１）　過去分の単位排出量当たりの賦課金額

・　第一種地域の指定解除前５年間（昭和 57 年～61 年）の硫黄酸化物（SOx）の累積排出量に対して課される硫黄酸化物（SOx）１㎥（立方メートルノーマル）当たりの賦課金額。

- 納付義務者全体で汚染負荷量賦課金として徴収すべき額の６割分（過去分賦課金額）を負担。

（硫黄酸化物(SOx）１㎥当たり）

令和３年度	令和４年度
46 円 53 銭	43 円 73 銭

（２）　現在分の単位排出量当たりの賦課金額

・　令和３年中の SOx 排出量に対して課される硫黄酸化物（SOx）１㎥（立方メートルノーマル）当たりの賦課金額。

・　納付義務者全体で汚染負荷量賦課金として徴収すべき額の４割分（現在分賦課金額）を負担。

（硫黄酸化物（SOx）１㎥当たり）

ブロック*	令和３年度	令和４年度
大　阪	2,069 円 48 銭	1,991 円 75 銭
東　京	1,399 円 94 銭	1,347 円 36 銭
千　葉 神　戸	1,278 円 21 銭	1,230 円 20 銭
名古屋	1,217 円 34 銭	1,171 円 62 銭
富　士	913 円 01 銭	878 円 72 銭

四日市 岡　山 福　岡		
その他地域	135 円 26 銭	130 円 18 銭

- 各ブロックは、旧第一種指定地域を近接する地域ごとにまとめたものである。

・サイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起を行います

＜経済産業省　2022 年 3 月 25 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220324008/20220324008.html?from=mj

---

・諫早湾干拓事業に係る請求異議訴訟に対する判決について

＜農林水産省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/nouti/220325.html

本日、平成 22 年の福岡高等裁判所の確定判決に係る請求異議訴訟の差戻し後控訴審(福岡高等裁判所)において、国の請求を認める内容の判決が出されました。

このことについて、金子農林水産大臣のコメントを公表します。

農林水産大臣コメント

1. 本日、平成22年の福岡高等裁判所の確定判決に係る請求異議訴訟の差戻し後控訴審（福岡高等裁判所）において、国の請求を認める内容の判決が出されました。
2. 引き続き、諫早湾干拓事業をめぐる一連の訴訟について、関係省庁と連携しつつ、適切に対応してまいります。
3. なお、国としては、平成29年の農林水産大臣談話で示した「開門によらない基金による和解を目指すことが問題解決の最良の方策」であるとの考えには、変わりはありません。

・長崎 諫早湾の排水門裁判 国側勝訴 開門命じた判決 事実上無効

＜共同通信　2022 年 3 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220325/k10013551321000.html

25 年前、長崎県諫早湾の干拓事業で閉めきられた堤防の排水門を開けるよう国に命じた確定判決について、福岡高等裁判所は、開けない立場の国が起こした裁判で、事実上、無効とする新たな判決を言い渡しました。

この排水門については「開門命令」と「開門禁止」という相反する確定判決がありましたが、現時点では「開けない」という形で、司法判断が統一されました。

諫早湾の干拓事業では、平成 9 年に国が堤防を閉めきったあと、漁業に深刻な被害が出たとして、漁業者が起こした裁判で開門を命じる判決が平成 22 年に確定しました。

その一方、農業者が起こした別の裁判では、開門を禁止する判決が確定しました。

司法の判断がねじれた状態が続く中、排水門を開けない立場の国は、新たに裁判を起こし、開門を命じた確定判決の効力をなくすよう求めていました。

この裁判で、2 審の福岡高等裁判所の岩木宰裁判長は 25 日「開門を命じた裁判当時と比べ、周辺での漁獲量は増加傾向で漁業への影響が減る一方、排水門を開けた場合の防災や干拓地の農業への支障は増大している。門を閉めきったことによる公共性は増大している」と指摘しました。

そのうえで「確定判決に基づいて強制的に開門するのは許されない」として、国の主張を認め、開門を命じた確定判決を事実上、無効とする新たな判決を言い渡しました。

今回、国側の主張を裁判所が認めたことで、現時点では「排水門を開けない」という形で、司法判断が統一されました。

諫早湾干拓地の営農者「ほっとしている」

今回の判決を受けて諫早湾の干拓地で農業を営む松山哲治さんは「開門しないという判断にほっとしている。開

門をしてしまうと、土地に塩分が入ってきて、農作物ができなくなる。これまで相当の金額をかけてきたのに、今更それを無かったものにしろと言うならば、我々農家に『潰れろ』と言うのと同じだと思います」と話していました。

そのうえで、松山さんは「漁業者の方はさまざまな問題があって裁判をせざるを得なくなっている。国は積極的に漁業者と話をしていい着地点を見つけて欲しい」と話していました。

原告の漁業者「失望以外何ものでもない」

原告の漁業者の１人、平方宣清さんは判決後の集会で「裁判所、国にどう伝えたら私たちの言葉が通じるのかと今、考えています。国が『漁獲量が増えている』と言ったら裁判所が認める。海に来てみろ、潜ってみないかと言いたい。海の底は真っ黒で生物なんか住めるわけがない。そんな海にしておいて責任をとろうとしない国、その言い分をそのまま受け入れる司法に対して、この国はどのようになるんだろうと不安でたまらない。国のでたらめな言い分をそのまま受け入れる。これでは司法はもういらない。開門したら海が再生すると肌に感じて思っている。それを聞いてもらえない国と司法に対しては失望以外何ものでもない」と話しました。

また、同じく漁業者の大鋸武浩さんは「のり漁師からは来年、悪かったらやめるという声も聞く。自分も来年、悪かったら廃業を考えなければいけない。20 年経っても原因がわからない。やってない調査は開門調査しかないのにそれをしないのはおかしい。漁獲量が上がったという話を漁業者にすれば笑われる。それくらい馬鹿げた判決だと思う」と話しました。

漁業者側の弁護団長「驚くべき判決」

判決後、漁業者側の弁護団長の馬奈木昭雄弁護士は、福岡高等裁判所の前で取材に応じ「驚くべき判決としかいいようがない。裁判所は確定判決を実行せずに抵抗し続ける国の態度を『それでよろしい』と言った。こんな判決、こんな国の態度を許していていいのか。国が権力を押し通し、これを裁判所が追認するというのは、まともな法治国家ではない。権力の横暴に屈しないであきらめずに闘います」などと述べ、不当な判決だとして上告する意向を示しました。

松野官房長官「国の主張が受け入れられたものと理解」

松野官房長官は午後の記者会見で「判決は国の主張が受け入れられたものと理解しており、引き続き、諫早湾干拓事業をめぐる一連の訴訟について、関係省庁で適切に対応していく」と述べました。

金子農林水産相「開門によらない基金による和解が最良の方策」

判決について、金子農林水産大臣は「国の請求を認める内容の判決が出された。引き続き、諫早湾干拓事業をめぐる一連の訴訟について、関係省庁と連携しつつ、適切に対応していく」とした上で、「国としては、『開門によらない基金による和解を目指すことが問題解決の最良の方策』という考えに変わりはない」とコメントしています。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・令和２年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110789.html

令和２年度に実施した水環境における放射性物質のモニタリングについて、その結果を取りまとめましたのでお知らせします。

１．経緯

環境省では、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）を受けて、平成23年度から福島県及び周辺県での放射性物質モニタリングを実施するとともに、平成26年度から全国の公共用水域及び地下水における放射性物質の常時監視（モニタリング）を実施しています。

今般、令和２年度に実施したこれらのモニタリングについて、結果を取りまとめましたので報告します。

なお、詳細は以下の環境省ホームページに掲載しています。

https://www.env.go.jp/air/rmcm/conf_cm2.html

２．概要

２－１．全国の放射性物質モニタリング

本モニタリングは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき全国の公共用水域及び地下水における放射性物質の存在状況の把握を目的として、全国47都道府県において、公共用水域及び地下水の各110地点で平成26年度から開始したものである。
全β（ベータ）放射能及び検出されたγ（ガンマ）線放出核種は、全て過去の測定値の傾向の範囲内であった。
検出下限値は、核種又は地点ごとに異なるが、概ね水質で0.001～0.1Bq/L程度、底質で１～100Bq/kg程度であった。
自然核種では、公共用水域の水質、底質及び地下水のいずれも過去の測定値の傾向の範囲内であった。
人工核種では、公共用水域の一部の地点で、検出下限値を超える放射性セシウム134及び137が確認されたが、過去の測定値の傾向の範囲内であった。
水環境における放射性物質の存在状況を把握するため、次年度以降も継続して本モニタリングを実施することが適当であると考えられる。

２－２．福島県及び周辺県での放射性物質モニタリング

本モニタリングは、福島原発事故を受けて、当該事故由来の放射性物質の水環境における存在状況の把握を目的として、福島県及び周辺地域において、公共用水域約600地点、地下水約400地点で、平成23年８月以降継続的に実施しているものである。
令和２年度の放射性セシウムの測定結果の概要は、以下のとおり。
＜公共用水域＞
１）水質（検出下限値：放射性セシウム134、137ともに　１Bq/L）
湖沼の数地点で検出されている他は、すべて不検出であった。
２）底質（検出下限値：放射性セシウム134、137ともに　10Bq/kg）
【河川】
　地点別の増減傾向については、約半数の地点で過年度を含めた平均値が100Bq/kg以下であり、残りの地点のうち、９割以上の地点が減少傾向で推移していた。
　各調査地点の放射性セシウム濃度の変化傾向を見るため、年平均値を大きな値から小さな値へ順に並べ、初めから数えて全体の任意の割合に位置する値であるパーセンタイル値の経年変化をみると、減少傾向を示しており、令和２年度は平成24年度の８分の１程度まで低下した（参考に50パーセンタイル値（最初から数えて全体の50%に位置する値）の変化を示す。以下同じ。）。
図１　河川底質の地点平均値の経年変化（50パーセンタイル値）
【湖沼】
　地点別の増減傾向については、約１割の地点で過年度を含めた平均値が100Bq/kg以下であり、残りの地点のうち、７割以上の地点が減少傾向で推移していたが、河川や沿岸の底質と比べると、横ばい、ばらつき、増加傾向を示す地点が見受けられた。
　パーセンタイル値の経年変化はほとんどが減少傾向を示しており、令和２年度は平成24年度の４分の１程度まで低下した。
図２　湖沼底質　地点平均値の経年変化（50パーセンタイル値）
【沿岸域】
　地点別の増減傾向については、６割以上の地点で過年度を含めた平均値が100Bq/kg以下であり、残りの地点のうち、７割以上の地点が減少傾向で推移していた。
　パーセンタイル値の経年変化は多少の変動はあるものの、おおむね減少傾向を示しており、令和２年度は平成24年度の４割程度まで低下した。
図３　沿岸底質　地点平均値の経年変化（50パーセンタイル値）
＜地下水＞
　地下水の水質については、全地点において不検出であった（検出下限値：放射性セシウム134、137ともに　1Bq/L）。
令和２年度の他の核種の測定結果の概要は、以下のとおりであった。
＜公共用水域＞

１）水質（検出下限値：放射性ストロンチウム90　１Bq/L）
すべて不検出であった。
２）底質（検出下限値：放射性ストロンチウム90　１Bq/kg）
河川及び湖沼の一部の地点で検出されているものの、比較的低いレベルであった。
＜地下水＞
　地下水の水質については、全地点において不検出であった（検出下限値：放射性ストロンチウム89、90ともに１Bq/L）。
放射性物質濃度は、地点によっては数値の増減傾向にばらつきもみられることから、次年度以降も継続して本モニタリングを実施することが適当であると考えられる。

・中間貯蔵施設区域における福島県の海岸保全施設及び河川管理施設の災害復旧事業の施行に伴う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部改正について
＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110772.html
　福島県により、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により被害を受けた海岸保全施設及び河川管理施設に関する災害復旧事業が施行されていますが、この度、中間貯蔵施設区域内の沿岸部において、当該災害復旧事業が施行されることになりました。
　このため、中間貯蔵施設に係る区域を定める中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則を改正し、中間貯蔵施設に係る区域から当該災害復旧事業用地を除外することとしましたので、お知らせします。
　福島県により、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により被害を受けた海岸保全施設及び河川管理施設に関する災害復旧事業が施行されています。本事業は、津波、高潮、波浪などの海水や地盤の変動による被害から海岸を防護し国土を保全することや、洪水等による被害防止等により公共の安全を保持することなどを目的とした、「海岸法」又は「河川法」に基づく施設に関する災害復旧のために行われるものです。
　この度、中間貯蔵施設区域内の沿岸部において、福島県により本災害復旧事業が施行されることとなりました。この事業用地には、中間貯蔵施設整備事業用地として地権者の皆様から御提供いただいた土地の一部も含まれています。環境省としては、災害復旧のために福島県が施行する事業に協力することが必要と考えており、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則を改正し、同規則で定める中間貯蔵施設に係る区域から当該災害復旧事業用地※を順次除外することとしました。
※　今回の省令改正により中間貯蔵施設に係る区域から除外する災害復旧事業用地は、郡山中野地区海岸のみ。

[大震災対策]
・日本海溝・千島海溝地震、注意呼びかけ情報どう出す　防災会議結論は
＜毎日新聞　2022年3月23日＞　https://mainichi.jp/articles/20220322/k00/00m/040/281000c
日本海溝沿いや千島海溝沿いで起きる巨大地震を巡り、内閣府の中央防災会議の作業部会が公表した防災対策に関する報告書は、想定される震源域やその周辺でマグニチュード（M）７以上の規模の地震が起きた時、住民に注意を促す情報発信の必要性を示した。自治体に避難施設の整備を求めているが、財政面などの課題も多い。
「M7以上なら」空振り覚悟
　今回の報告書で、情報発信については南海トラフ地震の「臨時情報」の仕組みを参考にした。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022年3月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24823.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022年3月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=iXMNQ3esDQUGifsbY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月 27 日版）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24822.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 27 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00343.html
---

◇コロナとインフル「比較可能なレベル」に　収束への出口は近づいた？
＜朝日新聞　2022年3月27日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3S6GMVQ3KULBJ00Y.html
　オミクロン株によって、新型コロナウイルス感染症は重症化しにくくなり、「季節性インフルエンザに近づいた」との見方もあります。厚生労働省に助言する専門家組織は3月2日の会合で、この二つの感染症の推定致死率を比べた資料を公表しました。新型コロナはインフルエンザ並みと言えるのか。専門家組織の一員で、国立感染症研究所の鈴木基・感染症疫学センター長に聞きました。
インフルと比較　科学的には難しい
　――専門家組織の資料は、推定致死率について「新型コロナの方が高い」との暫定見解を示しました。
　オミクロン株になって致死率は明らかに下がりました。
　資料のデータは、2月21日時点のものですが、その後も、もう少し下がっています。新型コロナの流行がはじまった当初は、致死率はインフルに比べて10倍～100倍高い状況でした。
　それが、少なくともオミクロン株に関しては、あっても数倍程度。致死率だけ見れば、まだインフルより高いものの、「比較可能なレベル」になっている、とは言えると思います。
　では、新型コロナとインフルで、正確にどれくらい差があるか、という議論になると、科学的には厳密に答えられません。
　――なぜでしょうか。
　致死率は、分母を感染者数、分子を死者数として計算しますが、インフルと新型コロナでは、分母や分子を把握するための仕組みが異なります。
　感染者数や死者数を正確に把握する仕組みにも限界があります。
　推計の値を使わざるをえなかったり、他の原因による死者が含まれたりする可能性もあります。
　一応の推計致死率は、今回のように出せます。でも、土俵が違うので、フェアな比較とは言いがたく、私たち研究者の視点では、そもそも比べられるものではありません。
　それでも、どうしても比べたいという要請が社会的にある。そのことも重々、理解していますし、その要請に対して何も答えないのは無責任です。
　そこで、手元のデータをもとに最大限比べたら、何が言えるか。留意点は何かをまとめたのが公表した資料になります。
「インフル並み」になったのか？
　――厳密には比べられないが、「比較可能」にはなった。これは、「インフル並み」と言い換えられないのでしょうか。
　致死率だけを見て「比較可能…

[対策・予防]

◇<u>省庁発表</u>

・外国人の新規入国制限の見直しについてを掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=nWcZV2O4GRESncEPY
・検査証明書の提出についてページを更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-mX2e0215-cE0GBY
・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置・助成金の期限を延長します
＜厚生労働省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0k3eU2WNz88s_ghY

・第 12 回新型コロナワクチン自治体説明会資料の掲載
＜厚生労働省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xlnKR3GZ29s46BxY
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Idul698Epa2uIWOzY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Va_Rn6tw0dnaVS3HY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x1jLRnCY2to55R1Y
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=08G_8cUev7e001CpY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第 107 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 25 日　特別号外　第 34 号　28 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220325/20220325t00034/20220325t000340028f.html

あらまし
◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第 107 号）（厚生労働省）
１　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
２　施行期日等
（一）　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）
（二）　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

・感染後のワクチン接種どうすれば 厚労省の見解は？
＜NHK　2022 年 3 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220327/k10013554021000.html
国内でこれまでに新型コロナウイルスに感染した人は 600 万人を超えました。医療機関などには、感染を経験した人もワクチンを接種したほうがいいかどうか問い合わせが増えていて、厚生労働省は、感染後抗体価は下がることなどから、感染の 3 か月後を目安に接種するよう呼びかけています。
続きを読む
国内で新型コロナウイルスに感染した人は、26 日の時点で累計で 634 万人余りに上り、国民全体のおよそ 20 人に 1 人が感染したことになります。
第 6 波での感染者の急増に伴って厚生労働省のコールセンターや医療機関などには、感染したあとにもワクチンを接種したほうがいいかどうか、問い合わせが増えているということです。
****

[3] 令和２年(2020年)度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について
＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110780.html
都道府県等 127 地方公共団体からの報告に基づき、令和２年（2020 年）４月１日から令和３年(2021 年）３月 31 日までを対象に、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）の施行状況を取りまとめたのでお知らせいたします（詳細は添付資料参照）。

１．特定施設数（鉱山保安法等他法で取り扱われる施設を含む。）
大気基準適用施設、水質基準対象施設ともに、特定施設数は前年度から減少しています。（括弧内は令和元年度末の特定施設数）

	大気基準適用施設	水質基準対象施設
特定施設数	8,350（8,510）	3,400（3,476）

２．規制事務実施状況

大気基準適用施設について、前年度と比較すると、立入検査件数、指導件数は減少しましたが、命令件数は前年度と同値でした。

水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置される特定事業場）について、前年度と比較すると、立入検査件数、命令件数、指導件数はすべて減少しました。（括弧内は令和元年度の件数）

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
立入検査件数	2,852（3,699）	605（ 790）
命令件数[注1)]	12（ 12）	0（ 2）
指導件数[注2)]	780（1,123）	29（ 184）

注１）法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第 22 条第１項）。

注２）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第 15 条）、改善命令及び一時停止命令（法第 22 条第１項）、並びに措置命令（法第 23 条第３項、瀬戸内海環境保全特別措置法第 11 条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

３．設置者による測定結果報告状況

大気基準適用施設設置者による排出ガス、水質基準適用事業場設置者による排出水の測定結果の報告件数は下表のとおりです。

未報告の件数は、報告期限前の１年間を通じて全く稼働実績がない休止状態の施設・事業場（大気基準適用施設 1,675 施設、水質基準適用事業場 55 事業場）を含みます。稼働しているが未報告の施設・事業場の設置者に対しては、地方自治体による口頭指導、文書指導が行われています。

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告対象数	8,253	576
報告件数	6,147	494
未報告件数	2,094	82

４．土壌汚染対策の状況

令和２年度に対策地域の指定が行われた件数は０件でした。また、令和２年度末現在、対策地域に指定されている件数は３件でした。

令和２年度に対策地域の指定が行われた件数	0

令和２年度末現在、対策地域に指定されている件数[注3)]	3

注３）令和２年度末現在、対策地域に指定されている３件全てについて、対策計画に基づく対策事業を実施済み。

添付資料１ 令和２年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(本文)

https://www.env.go.jp/press/dioxin/R02tenpu1honbun.pdf

添付資料２ 令和２年度施行状況調査（概要）

https://www.env.go.jp/press/dioxin/R02tenpu2gaiyo.pdf

****

[4] 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令の閣議決定について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110855.html

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令」が令和４年３月25日（金）に閣議決定されましたので、お知らせします。

あわせて、令和４年３月３日（木）～同年３月15日（火）の間に実施した環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案に関する意見の募集（パブリックコメント）について、その結果を取りまとめましたので、お知らせします。

１．改正の背景

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「法」という。）第２条第４項に規定する「特定事業者」には、環境報告書の作成等が義務付けられています。「特定事業者」は、その事業の国の事務又は事業との関連性の程度、その組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成17年政令第42号）において定められています。

今般、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和３年法律第41号）の施行に伴う国立大学法人の統合その他の事由に伴い、新たに特定事業者の要件を満たすこととなった法人を「特定事業者」に追加し、要件を満たさないこととなった法人を「特定事業者」から削除する改正を行うものです。

２．改正の概要

法第２条第４項に規定する「特定事業者」の対象を以下のとおり追加及び削除します。

○「特定事業者」として新たに追加する法人

１）国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

２）国立大学法人奈良国立大学機構

３）国立大学法人北海道国立大学機構

４）大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

５）大学共同利用機関法人人間文化研究機構

○「特定事業者」から削除する法人

１）国立大学法人東京海洋大学

２）国立大学法人福島大学

３）国立大学法人和歌山大学

３．施行期日

令和４年４月１日（金）

４．パブリックコメントの結果

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案に関する意見の募集（パブリックコメント）の結果は、別添５のとおりです。

添付資料

別添１【要綱】環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案

https://www.env.go.jp/press/hairyobetten1.pdf

別添２【案文・理由】環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令

https://www.env.go.jp/press/hairyobetten2.pdf

別添３【新旧対照表】環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案

https://www.env.go.jp/press/hairyobetten3.pdf

別添４【参照条文】環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案

https://www.env.go.jp/press/hairyobetten4.pdf

別添５「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117695.pdf

****

[5] ***健康安全***

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第105号）

［官報］ 令和4年3月25日　特別号外　第34号　27～28頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220325/20220325t00034/20220325t000340027f.html

あらまし

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第105号）（厚生労働省）

１　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一一条～第一三条、第一七条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）

２　風しんに係る定期の予防接種の対象者の特例について、令和四年三月三一日までの間とされているところ、これを令和七年三月三一日までの間に延長するものとすることとした。（附則第三項関係）

３　令和四年四月一日から令和七年三月三一日までの間、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の対象者を次に掲げる者とすることとした。（附則第五項関係）

（一）　一二歳となる日の属する年度の初日から一六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

（二）　平成九年四月二日から平成二〇年四月一日までの間に生まれた女子（（一）に掲げる女子を除く。）

４　施行期日等

（一）　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

（二）　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇HPVワクチンに関する情報提供資材を更新しました

＜厚生労働省　2022年3月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p10jbVmCIysop-Y1Y

****

[6] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第631号）

［官報］ 令和4年3月25日　本紙　第701号　3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220325/20220325h00701/20220325h007010003f.html

肥料の新規登録２件が公示された。

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇特別用途食品の表示許可について

＜消費者庁　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027997/
許可食品：２件　アレルゲン除去食品無乳糖食品　　明治ミルフィーＨＰ（エイチピー）
　　明治エレメンタルフォーミュラ

****

[8] ***廃棄物関係***

◇PCB廃棄物の処理継続　国の要請を豊田市が受け入れ

＜朝日新聞　2022年3月26日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3T3R7CQ3SOBJB002.html

人体に有害なポリ塩化ビフェニール（PCB）廃棄物の全国5カ所の処理施設のうち、愛知県豊田市内の施設について、市は国から要請された事業継続の受け入れを決め、環境省に24日付で回答した。PCBの処理完了が遅れ、2026年3月末までに予定されていた施設の解体・撤去は少なくとも6年ほど遅れる。

施設は、政府100%出資会社「中間貯蔵・環境安全事業」（JESCO）の豊田PCB処理事業所（豊田市細谷町3丁目）。

主に愛知、岐阜、三重、静岡の4県にある工場などで長期保管されていた変圧器やコンデンサーなどに使われたPCB廃棄物を処理している。自社の廃棄物も抱えていたトヨタ自動車が敷地を提供。予定では23年3月末に「計画的処理完了期限」を迎え、26年3月末までに解体・撤去されて更地に戻されるはずだった。

だが、すでに完了期限を迎えて一部が解体された北九州事業所で、その後も大型変圧器などが見つかる例があった。このため国は昨年9月、3項目を検討するよう豊田市長に環境相名の文書で求めていた。

市廃棄物対策課は、検討を求…

****

[9] ***温暖化対策関係***

◇民間企業の方のための気候変動適応ガイドの改訂版の公表について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110794.html

****

[10] ***環境安全関係***

◇環境測定分析統一精度管理調査に関する令和３年度調査結果の取りまとめについて

＜環境省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/110718.html

環境省では、環境測定分析の信頼性の確保及び精度の向上等を目的として、環境測定分析統一精度管理調査を実施しています。今般、令和３年度環境測定分析検討会において、令和３年度の調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

＜令和３年度調査結果の概要＞

（１）調査項目

(a) 基本精度管理調査

【模擬排水試料（一般項目等)】

COD、BOD（硝化抑制有り)、TOC、全燐、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

(b) 高等精度管理調査

【模擬水質試料(ノニルフェノール等)】

＜詳細項目＞ ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

【模擬大気試料（模擬 PM2.5 粒子）(無機元素)】

＜詳細項目＞　ニッケル、亜鉛、鉄、鉛、アルミニウム、及びカルシウム、

＜参照項目＞　マンガン、銅、ナトリウム、及びカリウム

（２）参加分析機関数

公的機関 137、民間機関 370、計 507 機関

（３）分析・調査結果

(a) 基本精度管理調査

【模擬排水試料（一般項目等)】

室間精度 CV(※)は、BOD（硝化抑制有り）(21.2%) を除いて 2.79～7.76%と良好でした。

昨年度の BOD の分析結果のばらつきが試料中の窒素化合物によるものであったかを調べるため、本年

度の BOD は硝化抑制有りで実施しましたが、本年度のばらつきは前年度と同程度となりました。硝化抑制の実施が、ばらつきの低減に効果を示さなかったことから、前年度（及び本年度）の BOD におけるばらつきの原因の特定には至りませんでした。

(b)　高等精度管理調査

【模擬水質試料（ノニルフェノール等)】

ノニルフェールについては、室間精度 CV が従前の調査において大きな値となる傾向があり、本年度においても同様に 27.1%と大きな値となりました。

LAS については、室間精度 CV は合計値で 11.8%、同族体で 12.5～16.9%と概ね良好でした。

【模擬大気試料（模擬 PM2.5 粒子）(無機元素)】

詳細項目については、室間精度 CV はアルミニウム（27.9%）を除いて、6.29～9.25%と良好でした。アルミニウムにおいては、前処理操作に原因があると考えられ、詳細な検討の必要性が示唆されました。

参照項目については、室間精度 CV は、6.10～9.65%と良好でした。

※　「室間精度 CV」は、参加分析機関間のばらつきを表す変動係数を示す。

（４）その他(指摘事項等)

棄却された回答の多くは計算違いや不適切な操作が原因と思われるものであり、情報共有を含めた確認体制の再点検が重要です。また、日常的な装置の点検やバリデーション（検量線の傾き、検量線の直線性、装置検出下限値等の確認）を実施すれば防げると思われるケースも散見されました。

分析においては、分析対象である試料（性状、共存物質等）に関する情報を共有したうえで、適切な前処理及び測定方法を選択し、最適化された分析条件を一定にしたうえで、得られた測定値について生データを含めて慎重に確認することが非常に重要です。

なお、調査結果については、測定分析統一精度管理調査ウェブサイトに掲載しています。

(https://www.env.go.jp/air/tech/seidokanri/report/index.html)

(参考) 環境測定分析統一精度管理調査の背景

我が国においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法令に基づいて、環境基準の設定や汚染状況の監視、工場・事業場に対する排出規制、公害防止・環境保全に係る国・地方の各種計画等の策定等、様々な施策が実施されています。

環境測定分析は、これらの法令の施行や制度・施策の実施のための基礎であり、地方自治体や民間の環境測定分析機関において測定分析に携わっている技術者が、これを支えています。

環境測定分析の方法は、法令等によって公定法として規定されています。しかし、試料の採取・保管・前処理から、測定分析機器・薬品等の管理・調整・操作に至るまで、公定法に規定されていない細部を含めて、測定分析に携わる技術者の技能・経験・考え方が、データの精度に大きな影響を及ぼします。

環境測定分析の精度が確保されなければ、上記の法令や制度・施策の実効性が損なわれ、環境行政への社会の信頼を揺るがす事態となります。また、誤った測定分析データにより適切な排出規制が行われず、適切な対策が講じられなかった場合には、それによって失われた環境の修復に多大な費用・労力と長い年月を要し、大きな社会的・経済的損失を招くこととなります。

こうした背景から、環境省では、「環境測定分析統一精度管理に関する調査」を毎年度継続して実施し、環境測定分析機関による測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図っています。

本調査は、最近では 500 前後の環境測定分析機関が参加する我が国でも有数規模の調査です。

また、長期的な計画に基づいて、幅広い試料や項目を対象とするとともに、試料ごとに統計的な分析・評価を行い、その評価結果などについても明らかにしています。

調査結果については毎年度「調査結果説明会」等を開催し、分析上の留意点や分析結果に関して分析機関に技術的な問題点等をフィードバックしています。

またウェブサイトにおいても、環境測定分析の精度向上に資する情報などを提供しています。

(https://www.env.go.jp/air/tech/seidokanri/index.html)

◇電球形蛍光灯、25 年末禁止へ　バリ島水俣条約会議が閉幕

＜共同通信　2022 年 3 月 26 日＞　https://nordot.app/880268322312994816?c=39546741839462401

インドネシア・バリ島で 21 日から開かれていた「水銀に関する水俣条約」第 4 回締約国会議は 26 日朝、閉幕した。同条約で禁止対象から除外されている一部の蛍光灯を巡る議論などが続き、小型の電球形蛍光灯について 2025 年末までの禁止が決まった。一方で、直管蛍光灯は禁止時期の明記を巡り意見の隔たりがあり、結論は次回に持ち越された。

17 年に発効した同条約の付属書では、水銀含有量が少ない一部の蛍光灯などに関する除外規定があった。今回、アフリカ地域と欧州連合（EU）が付属書を修正し除外をなくす提案をしていた。

◇令和３年度 冬の星空観察 デジタルカメラによる夜空の明るさ調査の結果について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110717.html

◇（仮称） 八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110767.html

◇ガイドブック「『学びあう場』をデザインする～環境教育から学ぶ10のファシリテーションスキル～」にインドネシア語版を追加しました

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110787.html

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業）の公募開始について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110709.html

◇「令和４年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査（委託業務）」対象技術の募集について（再公募）

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110778.html

◇「再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業」補助金申請の受付開始の御案内について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110740.html

◇令和３年度補正予算「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」の車両購入補助・充電インフラ整備補助の申請受付を開始します。

＜経済産業省　2022 年 3 月 25 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220325003/20220325003.html?from=mj

****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会地球環境部会・総合政策部会炭素中立型経済社会変革小委員会（第3回）の開催について

４月１日

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110764.html

（１）炭素中立型経済社会変革・トランジションに関する論点の深掘り②

（２）その他

[開催記録、報告、資料等]

・第14回東アジアPOPsモニタリングワークショップの結果について　　３月２～４日

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110797.html

① POPs 条約の有効性評価について

② 東アジア POPs モニタリングの分析結果及び状況報告について

③ 今後のモニタリング計画について

④ 将来的な東アジア POPs モニタリングプロジェクトの枠組について

****

[13] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内22、40、47例目）の野鳥監視重点区域の解除について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110858.html

・宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内17例目）について

＜環境省　2022年3月25日＞　https://www.env.go.jp/press/110859.html

・栃木県における豚熱の確認（国内 77 例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

＜農林水産省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220325_4.html

・宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 17 例目）について

＜農林水産省　2022 年 3 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220325_3.html

---

◇その他

・令和３年度「学術情報基盤実態調査」の結果報告について

－大学における大学図書館及びコンピュータ・ネットワーク環境の現状について－

＜文部科学省　2022 年 3 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageHac4Wbrpnh7bL

文部科学省では、国公私立大学の大学図書館やコンピュータ・ネットワーク環境の現状を明らかにし、その改善・充実への基礎資料とするため、平成17年度から学術情報基盤実態調査を毎年調査しています。

このほど、令和3年度の調査結果を取りまとめたので、お知らせします。

調査結果の主なポイント

大学図書館編

令和2年度の図書館資料費は706億円であり、前年度より3億円減少。そのうち、紙媒体の資料（図書と雑誌の合計）に係る経費は241億円であり、前年度より15億円減少した。また、電子媒体の資料（電子ジャーナルと電子書籍の合計）に係る経費は354億円であり、前年度より12億円増加した。

機関リポジトリを構築している634大学のうち、オープンアクセスポリシー（自大学の研究成果等のコンテンツを、オープンアクセスにすることについて定め、明文化した方針）を策定している大学は130大学（20.5%）であった。

※本項目は今年度調査から追加。

コンピュータ及びネットワーク編

学内ネットワーク（学内LAN）を有する809大学のうち、通信速度10Gbps以上の回線を整備している大学は312大学（38.6%）となり、前年度より40大学増加。また、対外接続を行っている809大学のうち、通信速度10Gbps以上の回線を整備している大学は236大学（29.2%）となり、前年度より48大学増加した。

研究データポリシー（研究データの管理と利活用について、組織として策定した方針）を策定している大学は219大学（27.1%）であり、国立大学は21大学（24.4%）、公立大学は25大学（25.5%）、私立大学は173大学（27.7%）という内訳になっている。

※本項目は今年度調査から追加。

令和3年度「学術情報基盤実態調査」について（概要）

https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_jyohoka01-000020895_1.pdf

令和３年度学術情報基盤実態調査（※政府統計の総合窓口へリンク）

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400601&tstat=000001015878

****

[付録]

◇遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 89 号）

［官報］ 令和４年３月 25 日　号外　第 64 号　111～127 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220325/20220325g00064/20220325g000640111f.html

○厚生労働省告示第 89 号

遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成三十一年厚生労働省告示第四十八号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にこの告示による改正前の遺伝子治療等臨床研究に関する指針第２章第１節第５の３の①の規定により実施している研究については、個人情報保護関連法令及びガイドラインの規定が遵守される場合に限り、なお従前の例による。

令和４年３月 25 日　　厚生労働大臣　後藤　茂之

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

「改正後」

目次

第１章　総則

（削る）　第一節　総則

第１～第 11　（略）

第２章　遺伝子治療等臨床研究に関し遵守すべき事項等

第１節～第５節　（略）

第６節　個人情報等及び試料に係る基本的責務

第１　個人情報等の保護

第２　試料の保護

第３　死者の試料・情報の保護

（削る）　第４

第７節～第９節　（略）

第３章　（略）

第１章　総則

（削る）第一節　総則

第１　（略）

第２　用語の定義

１～９　（略）

10　この指針において「学術研究機関等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条第８項に規定する学術研究機関等をいう

11　（略）

12　この指針において「試料」とは、血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したＤＮＡ等、人の体から取得されたものであって遺伝子治療等臨床研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。

13・14　（略）

15　この指針において「インフォームド・コンセント」とは、遺伝子治療等臨床研究の実施又は継続（試料・情報の取扱いを含む。）に関する被験者又はその代諾者（以下「被験者等」という。）の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、被験者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について研究責任者等（研究責任者又は研究責任者の指示を受けた研究者で医師であるものをいう。以下同じ。）から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。

16～18　（略）

19　この指針において「個人情報」とは、個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。

（削る）　⑴

（削る）　⑵

（削る）　19

（削る）　20

（削る）　21

20　この指針において「仮名加工情報」とは、個人情報保護法第２条第５項に規定する仮名加工情報をいう。

21　この指針において「匿名加工情報」とは、個人情報保護法第２条第６項に規定する匿名加工情報をいう。

（削る）⑴

（削る）⑵

22　この指針において「個人情報等」とは、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報をいう。

23　この指針において「削除情報等」とは、個人情報保護法第 41 条第２項に規定する削除情報等をいう。

24　この指針において「加工方法等情報」とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第３号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第 35 条第１号に規定する加工方法等情報をいう。

25～28（略）

第３　適用範囲

１（略）

２　死者に係る情報

この指針は、日本国の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される研究であって、遺伝子治療等臨床研究における死者に係る情報を取り扱うものについて準用する。

３　日本国外において実施される遺伝子治療等臨床研究

⑴　（略）

⑵　この指針の規定が日本国外の実施地における法令、指針等の基準の規定より厳格であり、この指針の規定により遺伝子治療等臨床研究を実施することが困難な場合において、次に掲げる事項が研究計画書に記載され、日本国の研究機関の長が、倫理審査委員会の述べた意見を踏まえ、当該遺伝子治療等臨床研究の実施を許可したときは、この指針の規定に代えて当該実施地の法令、指針等の基準の規定により遺伝子治療等臨床研究を実施することができるものとする。

イ　（略）

ロ　遺伝子治療等臨床研究に用いられる個人情報の保護について適切な措置が講じられること。

第４～第 11　（略）

第２章　遺伝子治療等臨床研究に関し遵守すべき事項等

第１節　研究者の責務等

第１　（略）

第２　研究責任者の責務

１　研究責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。ただし、総括責任者が置かれている場合には、⑴イ並びに⑵ロ、ハ、ホ及びへの規定に基づき倫理審査委員会に意見を求めること、⑴ロの規定に基づき倫理審査委員会に通知すること、⑷ロ及びハの規定に基づき厚生労働大臣に報告すること並びに⑴ニの規定に基づき遺伝子治療等臨床研究の概要その他の遺伝子治療等臨床研究に関する情報を公開データベースに適切に登録することについては、総括責任者が行うものとする。

⑴　研究計画書の作成及び研究者の指針遵守の徹底に関し次に掲げる業務

イ・ロ　（略）

ハ　遺伝子治療等臨床研究に関連して被験者に生じた健康被害に対する補償を行うため、あらかじめ、

保険への加入その他の必要な措置を適切に講ずること。

ニ～ト　(略)

⑵　(略)

⑶　遺伝子治療等臨床研究の実施後の被験者への対応に関し次に掲げる業務

イ　(略)

ロ　遺伝子治療等臨床研究の実施後においても、安全性及び有効性の確保の観点から、遺伝子治療等による効果及び副作用について適当な期間の追跡調査その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その結果については、研究機関の長及び総括責任者に報告すること。

⑷　(略)

⑸　⑴から⑷までに定めるもののほか、自らが所属する研究機関における遺伝子治療等臨床研究を総括するに当たって必要な措置を講ずること。

第３　総括責任者の責務

１　総括責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

⑴～⑶　(略)

⑷　(1)から(3)までに定めるもののほか、遺伝子治療等臨床研究を総括するに当たって必要な措置を講ずること。

２　(略)

第４　(略)

第５　研究機関の長の責務

研究機関の長は、次に掲げる業務を行わなければならない。

１　(略)

２　遺伝子治療等臨床研究の実施のための体制・規程の整備等に関し次に掲げる業務

⑴　遺伝子治療等臨床研究を適正に実施するために必要な体制・規程(試料・情報の取扱いに関する事項を含む。)を整備すること。

⑵～⑷　(略)

⑸　遺伝子治療等臨床研究に関する倫理並びに遺伝子治療等臨床研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を当該研究機関の研究者が受けることを確保するための措置を講ずるとともに、自らも当該教育・研修を受けること。

⑹・⑺　(略)

３　遺伝子治療等臨床研究の許可等に関し次に掲げる業務

⑴・⑵　(略)

⑶　第２の１(2)ロ若しくはハ又は第３の１(3)の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて、倫理審査委員会の述べた意見を尊重するとともに、速やかに遺伝子治療等臨床研究の停止、原因の究明等の適切な対応をとること。この場合において、倫理審査委員会が意見を述べる前においては、必要に応じ、研究責任者に対し、遺伝子治療等臨床研究の中止又は暫定的な措置を講ずるよう指示すること。

⑷　(略)

⑸　第１の１(2)二、第２の１(2)ロ若しくはハ又は第３の１(3)の規定による報告を受けた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

第２節　研究計画書

第１　研究計画書に関する手続

１～３　(略)

４　研究中の手続

⑴　(略)

⑵　研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の進捗状況、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に伴う有害事象の発生状況等について、被験者に対して適切な対応をとらなければならない。この場合において、当該研究責任者は、倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重し、有害事象の発生状況、改善事

項等に関して必要な措置を講ずるとともに厚生労働大臣に対し報告を行わなければならない。

5　(略)

第２　研究計画書の記載事項

1　第１の１(1)の研究計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴～⑪　(略)

⑿　個人情報等の取扱い（加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）

⒀～(23)　(略)

(24)　遺伝子治療等臨床研究の実施に伴い、被験者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、被験者に係る研究結果（二次的所見を含む。）の取扱い

(25)～(28)　(略)

2　(略)

第３　遺伝子治療等臨床研究に関する登録・公表

1　遺伝子治療等臨床研究の概要及び結果の登録

研究責任者は、第１章第 10 に規定する公開データベースに、遺伝子治療等臨床研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び遺伝子治療等臨床研究の進捗に応じて適宜更新しなければならず、また、遺伝子治療等臨床研究を終了したときは、遅滞なく、その結果を登録しなければならない。ただし、被験者等及びその関係者の人権又は研究者及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可したものについては、この限りでない。

2　(略)

第３節　倫理審査委員会

第１　倫理審査委員会の設置等

1　(略)

2　倫理審査委員会の設置者の責務

倫理審査委員会の設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

⑴～⑷　(略)

⑸　倫理審査委員会の委員及びその事務に従事する者が遺伝子治療等臨床研究の審査及びそれに関連する業務に関する教育・研修を受けることを確保するため必要な措置を講ずること。

⑹　(略)

第２　(略)

第４節　インフォームド・コンセント等

第１　インフォームド・コンセントを受ける手続等

1　インフォームド・コンセントを受ける手続等

⑴　(略)

⑵　研究者その他の研究の実施に携わる者（以下「研究者等」という。）は、試料・情報を共同研究機関等に提供する場合は、当該提供に関する記録を作成しなければならない。この場合において、研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該試料・情報の提供をした日から起算して３年を経過する日までの間、保管しなければならない。

⑶　(略)

2　(略)

3　説明事項

研究責任者等は、インフォームド・コンセントを受ける際には、被験者等に対し、原則として次に掲げる事項を説明しなければならない。ただし、倫理審査委員会及び厚生労働大臣の意見を受けて、研究機関の長が当該説明を省略することについて許可した事項については、この限りでない。

⑴～⑶　（略）

⑷　遺伝子治療等臨床研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨（被験者等からの撤回の内容に従った措置を講ずることが困難となる場合があるときは、その旨及びその理由を含む。）

⑸・⑹　（略）

⑺　個人情報等の取扱い　（加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）

⑻～⑮　（略）

⑯　遺伝子治療等臨床研究の実施に伴い、被験者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、被験者に係る研究結果（二次的所見を含む。）の取扱い

⑰～⑱　（略）

4　同意を受ける時点で特定されなかった遺伝子治療等臨床研究への試料・情報の利用の手続

研究責任者等は、被験者等から同意を受ける時点で想定される試料・情報の利用目的等について可能な限り説明した場合であって、その後、利用目的等が新たに特定されたときは、研究計画書を作成又は変更した上で、新たに特定された利用目的等についての情報を被験者等に通知し、又は被験者等が容易に知り得る状態に置き、新たに遺伝子治療等臨床研究が実施されることについて、被験者等が同意を撤回できる機会を保障しなければならない。

5　同意の撤回等

研究責任者等は、被験者等から次のいずれかに該当する同意の撤回又は拒否があった場合には、遅滞なく、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講ずるとともにその旨を当該被験者等に説明しなければならない。ただし、当該措置を講ずることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて倫理審査委員会に意見を求めた上で研究　機関の長が許可したときは、この限りでない。この場合において、研究責任者等は、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由を被験者等に説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

⑴・⑵　（略）

6　外国にある者に試料・情報を提供する場合の取扱い

⑴　研究責任者等は、外国（個人情報保護委員会が個人情報保護法施行規則第 15 条第１項各号のいずれにも該当する外国として定めるものを除く。以下この６において同じ。）にある者（個人情報保護法施行規則第 16 条各号に掲げる基準のいずれかに適合する体制を整備している者を除く。以下この①並びに⑵及び⑶において同じ。）に対し、

試料・情報を提供する場合（当該試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国にある者に委託する場合を含む。）は、当該者に当該試料・情報を提供することについて、被験者等の同意を受けなければならない。

（削る）　イ

（削る）　ロ

⑵　⑴により被験者等の同意を受けようとする場合に、当該同意を受けることが困難了あって次のいずれかに該当するときは、当該同意の有無にかかわらず、当該試料・情報を外国にある者に提供することができる。

イ　当該試料・情報が次に掲げる要件を満たすこと

(ｲ)　提供する試料が、特定の個人を識別することができない状態にある場合であって、当該外国にある者において当該試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと

(ﾛ)　提供する情報が、匿名加工情報であること

ロ　次の(ｲ)から(ﾊ)までに掲げる要件の全てを満たしていることについて、倫理審査委員会の意見を求めた上で、研究機関の長の許可を得ていること

(ｲ)　次に掲げるいずれかの要件を満たしていること

①　学術研究機関等に該当する研究機関が当該試料・情報を学術研究目的で共同研究機関である

外国にある者に提供する必要がある場合であって、被験者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

② 学術研究機関等に該当する外国にある者に当該試料・情報を提供する場合であって、当該外国にある者が学術研究目的で取り扱う必要があり、被験者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

③ 当該試料・情報を提供することに特段の理由があること

(ﾛ) 当該研究の実施及び当該試料・情報の外国にある者への提供について、次の①から⑦までに掲げる全ての事項を被験者等に通知し、又は被験者等が容易に知り得る状態に置いていること

① 試料・情報の利用目的及び利用方法（外国にある者に提供する方法を含む。）

② 提供する試料・情報の項目

③ 試料・情報の提供を行う機関（提供元機関）の名称及びその長の氏名

④ 試料・情報の提供を受ける機関（提供先機関）の名称及び試料・情報の管理について責任を有する者の氏名

⑤ 提供する試料・情報の取得の方法

⑥ 被験者等の求めに応じて、被験者が識別される試料・情報の提供を停止する旨

⑦ ⑥の被験者等の求めを受け付ける方法

(ﾊ) 当該外国にある者に提供することについて被験者等が拒否できる機会を保障すること

⑶ 研究責任者等は、⑴により被験者等の同意を受けようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる情報を当該被験者等に提供しなければならない。

イ 当該外国の名称

ロ 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

ハ 当該外国にある者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

⑷ 研究責任者等は、外国にある者（個人情報保護法施行規則第 16 条各号に掲げる基準のいずれかに適合する体制を整備している者に限る。）に対し、被験者等の同意を受けずに試料・情報を提供した場合、個人情報保護法施行規則第 18 条に定めるところにより、当該外国にある者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、被験者等の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該被験者等に提供しなければならない。

（削る） ⑵

第２ （略）

第５節 （略）

第６節 個人情報等及び試料に係る基本的責務

第１ 個人情報等の保護

研究者等及び研究機関の長は、個人情報の不適正な取得及び利用の禁止、正確性の確保等、安全管理措置、漏えい等の報告、開示等請求への対応などを含め、遺伝子治療等臨床研究における個人情報等の取扱いに関して、この指針の規定のほか、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者や行政機関等に適用される規律、条例等を遵守しなければならない。

第２ 試料の保護

研究者等及び研究機関の長は、試料の取扱いに関して、個人情報等と同様に、この指針の規定を遵守するほか、個人情報保護法や条例等の規定に準じて、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第３ 死者の試料・情報の保護

研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる試料・情報に関しても、生存する個人に関する情報と同様にこの指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（削る）　２　適正な取得等
（削る）　第２　安全管理
（削る）　第３　保有する個人情報の開示等
（削る）　第４　匿名加工情報の取扱い

第７節　重篤な有害事象への対応

第１　重篤な有害事象への対応

１　研究者の対応

研究者は、遺伝子治療等臨床研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、２（2）の規定による手順書等に従い、被験者等への説明等、必要な措置を講ずるとともに速やかに研究責任者に報告しなければならない。

２　研究責任者の対応

⑴　研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、その旨を研究機関の長及び総括責任者に報告するとともに、⑵の規定による手順書等に従い、適切な対応を図らなければならず、また、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に携わる研究者に対して、速やかに当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。この場合において、研究責任者は、当該有害事象について、倫理審査委員会に意見を求め、必要な措置を講ずるとともに、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

⑵　（略）

３　（略）

４　研究機関の長の対応

研究機関の長は、研究責任者が重篤な有害事象に関し倫理審査委員会に意見を求める前に、必要に応じ、研究責任者に対し、遺伝子治療等臨床研究の中止又は暫定的な措置を講ずるよう、指示することができる。

第８節　遺伝子治療等臨床研究の信頼性確保

第１　（略）

第２　試料及び情報等の保管

１　（略）

２　研究責任者は、試料及び情報等を保管するときは、４の規定による手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、情報等の正確性が確保されるよう研究者を指導・管理し、試料及び情報等の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう必要な管理を行わなければならない。

３　研究責任者は、共同研究機関の研究責任者に対し試料及び情報等を提供する場合には、個人情報の保護の観点から、特定の個人を識別することができないように加工するよう努めなければならない。

４　研究機関の長は、試料及び情報等の保管に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、当該研究機関が実施する遺伝子治療等臨床研究に係る試料及び情報等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。

５　（略）

６　研究責任者は、被験者が将来新たに病原体に感染した場合等に、その原因が遺伝子治療等臨床研究に起因するかどうかを明らかにするため、最終産物を一定期間保管するとともに当該被験者に最終産物を投与する前後の血清等の試料及び情報等について総括報告書を研究機関の長及び総括責任者に提出した日から起算して 10 年を経過する日までの間、保管するものとする。また、仮名加工情報及び削除情報等（個人情報保護法第 41 条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報又は匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。）並びに匿名加工情報及び加工方法等情報の保管（削除情報等又は加工方法等情報については、これらを破棄する場合を除く。）についても同様とする。また、他の研究機関に提供した試料・情報について提供した日から起算して３年を経過する日までの間、他の研究機関から提供を受けた試料・情報について遺伝子治療等臨床研究の終了を報告した日から起算して５年を経過する日までの間、保管するも

のとする。これらの場合において、研究機関の長は、当該期間、最終産物等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。

７　（略）

第３　（略）

第９節　（略）

第３章　臨床研究法に定める臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究に関し遵守すべき事項等

遺伝子治療等臨床研究のうち、臨床研究法第２条第１項に規定する臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究については、臨床研究法の規定によるほか、この章に定めるところによる。

第１　（略）

第２　研究計画書に関する手続

１　（略）

２　研究中の手続

⑴　（略）

⑵　研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の進捗状況、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に伴う有害事象の発生状況等について、被験者に対して適切な対応をとらなければならない。この場合において、当該研究責任者は、倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重し、有害事象の発生状況、改善事項等に関して必要な措置を講ずるとともに、厚生労働大臣に対し報告を行わなければならない。

第３・第４　（略）

第５　インフォームド・コンセントを受ける手続等

１　研究責任者等は、外国（個人情報保護委員会が個人情報保護法施行規則第 15 条第１項各号のいずれにも該当する外国として定めるものを除く。以下この第５において同じ。）にある者（個人情報保護法施行規則第 16 条各号に掲げる基準のいずれかに適合する体制を整備している者を除く。以下この１並びに２及び３において同じ。）に対し、試料・情報を提供する場合（当該試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国にある者に委託する場合を含む。）は、当該者に当該試料・情報を提供することについて、被験者等の同意を受けなければならない。

（削る）　⑴

（削る）　⑵

２　１により被験者等の同意を受けようとする場合に、当該同意を受けることが困難万あって次のいずれかに該当するときは、当該同意の有無にかかわらず、当該試料・情報を外国にある者に提供することができる。

⑴　当該試料・情報が次に掲げる要件を満たすこと

イ　提供する試料が、特定の個人を識別することができない状態にある場合であって、当該外国にある者において当該試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと

ロ　提供する情報が、匿名加工情報であること

⑵　次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たしていることについて、倫理審査委員会の意見を求めた上で、研究機関の長の許可を得ていること

イ　次に掲げるいずれかの要件を満たしていること

(ｲ)　学術研究機関等に該当する研究機関が当該試料・情報を学術研究目的で共同研究機関である外国にある者に提供する必要がある場合であって、被験者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

(ﾛ)　学術研究機関等に該当する外国にある者に当該試料・情報を提供する場合であって、当該外国にある者が学術研究目的で取り扱う必要があり、被験者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

(ﾊ)　当該試料・情報を提供することに特段の理由があること

ロ　当該研究の実施及び当該試料・情報の外国にある者への提供について、次に掲げる事項を全て被験者等に通知し、又は被験者等が容易に知り得る状態に置いていること

(ｲ) 試料・情報の利
(ﾛ) 提供する試料・情報の項目
(ﾊ) 試料・情報の提供を行う機関(提供元機関) の名称及びその長の氏名
(ﾆ) 試料・情報の提供を受ける機関(提供先機関) の名称及び試料・情報の管理について責任を有する者の氏名
(ﾎ) 提供する試料・情報の取得の方法
(ﾍ) 被験者等の求めに応じて、被験者が識別される試料・情報の提供を停止する旨
(ﾄ) (ﾍ)の被験者等の求めを受け付ける方法

ハ 当該外国にある者に提供することについて被験者等が拒否できる機会を保障すること

3 研究責任者等は、１により被験者等の同意を受けようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる情報を当該被験者等に提供しなければならない。
(1) 当該外国の名称
(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
(3) 当該外国にある者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

4 研究責任者等は、外国にある者(個人情報保護法施行規則第 16 条各号に掲げる基準のいずれかに適合する体制を整備している者に限る。)に対し、被験者等の同意を受けずに試料・情報を提供した場合、個人情報保護法施行規則第 18 条に定めるところにより、当該外国にある者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、被験者等の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該被験者等に提供しなければならない。

(削る) 2

第６～第８ (略)

第９ 重篤な有害事象への対応

1 研究者の対応

研究者は、遺伝子治療等臨床研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、2(2)の規定による手順書等に従い、被験者等への説明等、必要な措置を講ずるとともに、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

2 研究責任者の対応

(1) 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、その旨を研究機関の長及び総括責任者に報告するとともに、(2)の規定による手順書等に従い、適切な対応を図らなければならず、また、当該遺伝子治療等臨床研究の実施に携わる研究者に対して、速やかに当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。この場合において、研究責任者は、当該有害事象について、倫理審査委員会に意見を求め、必要な措置を講ずるとともに、速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(2) (略)

3 (略)

4 研究機関の長の対応

研究機関の長は、研究責任者が重篤な有害事象に関し倫理審査委員会に意見を求める前に、必要に応じ、研究責任者に対し、遺伝子治療等臨床研究の中止又は暫定的な措置を講ずるよう、指示することができる。

第 10 試料及び情報等の保管

研究責任者は、被験者が将来新たに病原体に感染した場合等に、その原因が遺伝子治療等臨床研究に起因するかどうかを明らかにするため、最終産物を一定期間保管するとともに当該被験者に最終産物を投与する前後の血清等の試料及び情報等について、総括報告書を研究機関の長及び総括責任者に提出した日から起算して 10 年を経過する日までの間、保管するものとする。また、仮名加工情報及び削除情報等(個人情報保護法第 41 条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報

を用いて仮名加工情報又は匿名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。）並びに匿名加工情報及び加工方法等情報の保管（削除情報等又は加工方法等情報については、これらを破棄する場合を除く。）についても同様とする。これらの場合において、研究機関の長は、当該期間、最終産物等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。

第 11 （略）

********** 以上 **********